

周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、本市が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条に基づき、作成しなければならない計画であり、現在の第2次周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の計画期間が令和6年度末で終期を迎えるにあたり、長期的、総合的視点に立って、令和7年度以降10年間の計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、最近の廃棄物排出特性、ごみ処理の広域化及び今後の循環型社会形成に向けた動向を踏まえ、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める新たな計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

「周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画業務委託 仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市内

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿(業務委託)」の(大分類)「調査・研究(設計関係を除く)」の(小分類)「計画策定」に登録されており、かつ、令和6・7年度「周南市競争入札等参加資格者名簿(業務委託)」の同分類について申請手続きが完

了していること。

- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年1月1日から令和5年9月30日までに提出し、受付が完了していること。

3 参加手続

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒745-8655 山口県周南市岐山通1-1

周南市 環境生活部 リサイクル推進課 リサイクル担当(担当 岡川)

電話 (0834) 22-8303

FAX (0834) 22-8243

E-mail recycle@city.shunan.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページ(URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>) からダウンロードするか、「3(1) 担当部局」で交付する。

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問票(様式1)を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和5年11月29日(水)から令和5年12月6日(水)17時までとする。(ただし、受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。)

ウ 提出先及び受信確認先

「3(1) 担当部局」に示す場所とする。

エ 回答方法

令和5年12月12日(火)に周南市公式ホームページに掲載する。

- (4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合は書留郵便とすること)

イ 提出期限

令和5年12月15日(金)17時必着とする。

ウ 提出場所

「3(1) 担当部局」に同じ。

エ 参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書

参加表明書提出者に対し、電子メールにて「参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書」により通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年12月20日(水)から令和6年1月22日(月)12時必着とする。(受付時間帯は、土、日、祝日を除く9時から17時までとする。ただし、提出期間の最終日は12時までとする。)

イ 提出場所

「3(1)担当部局」に同じ。

ウ 提出方法

直接持参または郵送による(郵送の場合は書留郵便とすること)。

エ 提出部数

11部(正本1部、副本10部)

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画業務委託に係るプロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を最優秀提案者とする。

なお、この評価会の評価結果に基づき、周南市は受託候補者を決定する。

(1) 評価(プレゼンテーション・ヒアリング評価)

日程 令和6年1月29日(月)(予定)

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
 - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。